

農するには「嫁」になることで解決されることに不満を持つ。③は文化的創造活動のステージとして農村に入る女性である。例えば織物、食、陶器、生物育成などへの関心である。④は田舎体験である。グリーン・ツーリズムやエコ・ミュージアム、ワーキング・ホリデーへの対象になりうる女性たちである。

農村への関心の多様性は女性だけでなく、ファミリーや男性も含む。こうした関心に向け農村がどんな入り口を用意できるのかが農村側に問われる。つまり結婚難を乗り越える可能性として女性が自立的農業経営に参画したり、文化的活動を維持し技術向上できる仕組みを用意する必要がある。また「嫁」「女性」から「個」の生き方を保障する意識も含め農村の可能性を掘り起こすことが農村の持続的発展につながると思われる。

第1844回（3月13日）

共通テーマ 「都市と農村の交流」

（農政調査委員会）池 本 良 教
（全国農協中央会）今 尾 和 実
（農林中金総研）根 岸 久 子

第1報告「農村への移住」（池本良教）では、「暫定居住」という概念を鍵に、都市農村交流や都市住民の農村への移住における条件と課題が論及された。「暫定居住」という概念は、国土庁・農村整備懇談会によって提起されたものであり、「多自然居住地域」を創造するため、農村回帰促進や広域的整備推進を図っていくための重要な契機として位置づけられる。具体的には、①市民農園や学童農園、グリーンツーリズムなど交流の展開としての農村体験、②別荘・空き家利用の農村暫定居住、長期の農村留学、③Uターン就農者、新規就農者の定住といった形で、様々な活動を契機としつつ、交流の継続化や最終的には長期的な滞在、定住に結び付けていくことが期待されている。報告では、農村における「暫定居住」の今日的な姿を例示すると共に、こうした「暫定居住」

を進めていく場合の制度・政策的な課題が指摘された。特に、暫定居住者を定着させていく上での受け皿づくりに関わる課題として、集落のNPO法人化も視野に入れた組織対策と、暫定居住者に対する税制面での優遇措置の可能性が論じられた。

次に、第2報告の「農協における学童農園とグリーンツーリズムの取り組み」（今尾和実）では、平成9年JA全国大会決議に基づいて開始された「次世代・消費者・アジアとの3つの共生運動」の一貫として取り組まれた「学童農園の斡旋・管理運動」に関して、その現状や今後の方向性が論じられた。全国のJAの取り組み状況に関しては、全中が平成12年度末に行った全国アンケート調査の結果に基づいている。この調査結果によれば、平成11年度における実施JA数および実施割合は444JA（29.3%）と、前年の361JA（24.1%）より5ポイント程度増大し、取り組みが拡大していることが明らかになった。こうした拡大の背景には、学校教育課程における「総合学習」の導入の動きが関わっていると考えられる。また今後の課題としては、この学童農園活動の中で、地産地消の推進や学校給食への地元食材の提供、環境にやさしい農産物の生産、日本型食生活推進などの要素をいかに組み合わせっていくかという点が重要となる。こうした学童農園への取り組みが進められる一方で、定年前後の高齢者を対象とした「農業スクール」の開催も各地で取り組んでおり、「農」への関心の高まりに積極的な対応を行っている。

第3報告「学校給食の現状と課題」（根岸久子）では、学校給食の現状として学校給食の実施状況と学校給食が抱えている諸問題を指摘した上で、食農教育機会としての学校給食の意義について論じられた。学校給食は、食材市場としては4,500億円の市場規模を有し、農業全体にとっても無視できない規模を有しているが、学校給食運営の合理化が様々な形で進められる中で、食農教育や地産地消とは逆行する傾向も見受けられる。しかし、学校給食は、食と農の結節点であり、学校給食を地域における絶好の食農教育の機会として位置づけていこうとする先駆的な取り組みも、福島県熱塩加納村や東京都日野市、品川区、千葉県成田市などで見られる。そして最近では文部省においても、学校給食を食農教育機会として重視し、社会科教育の中で位置づけていこうとする動きが見ら

れる。最後に、今後の学校給食の課題として、教育における学校給食の位置づけを確立すること（運営方法や財政的措置に連動）と共に、教育としての実践が可能な学校給食づくり、換言すれば生産からの全過程を教材として活用していくことの重要性が指摘された。

（文責 立川雅司）

第1845回（3月22日）

農産物直売活動の現段階と新たな課題

（千葉大学園芸学部）櫻井 清 一

農産物直売活動は、都市農村交流への期待、地場産品への関心の高まり、モータリゼーションのさらなる進展といった状況変化に加え、生産者にとってもフレキシブルに販売できる特性が評価され、近年広がりを見せている。ミクロレベルでみれば、年商1億円以上の直売所や、年商1千万前後の売上げのある直売志向農家も相当数出現しており、市場外流通の一形態として無視できない存在となりつつある。

日本の直売活動は、他国のそれに比べ組織的に運営されている。その一方、産品の出荷については農家の自主性に任されている側面も強い。直売活動を分析するには、組織的な問題と個別農家の問題をそれぞれ考察する必要がある。

直売活動の運営状況を比較考察すると、経済規模の拡大に伴って変容を遂げていく項目（精算の仕組み、施設の形態など）と規模にかかわらず不変の項目（価格決定の任意性、残品処理の方法など）とに二分できる。また、大型化した直売組織では、施設の維持管理コスト、専従職員と農家間のコミュニケーション・ギャップ、法人化問題などが重要な課題として認識されている。

出荷時の制約が少ないため、参加農家の出荷行動は極めて多様である。だがクラスター分析等で出荷実績を分析した結果、売上げの多い農家は、総じて多品目を取扱い、出荷頻度も高く、生鮮品と加工品を適度に組み合わせて出荷していることが明らかになった。出荷を支援するため、無加温

ハウスの設置や出荷暦の作成を支援する組織も少ない。

また近年、直売活動は単に産品を販売する場だけでなく、農家と消費者の交流の場として評価されるようになった。農家にとって直売所における交流は、不特定多数の消費者を前提とした比較的短時間の接触・交流であり、継続性の保証はない点に留意しなければならない。しかし多様な消費者の行動・意識を把握できるという間口の広さをもっている。また、やり方次第ではリピーターと継続的に交流を深めることができる。他の交流形態を紹介する入口ともなる。さらに、熱心な農家は、消費者の意見や行動を丁寧に吟味して多様な情報やアイデアを引き出し、それを自己の産品づくりや組織運営の改善に活用している。農家が販売の現場に立ち、意識的に観察することは大切であり、大規模直売所では、農家の売り場離れを防ぐ方策を検討しなければならない。

直売活動をめぐる重要な環境変化として、産品の製造や品質管理にかかわる諸制度の改変（PL法、JAS法改正、食品衛生行政の運用強化など）があげられる。直売活動も様々な規制や指導のもとで運営されている。行政・普及部門に対しては、正確な情報提供と適切な指導が求められる。

今後の研究上の課題としては、直売農家の多様な出荷行動の分析、交流の内容の検証、多品目出荷を前提とした栽培技術体系の確立などがあげられる。